

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所者に係る老人福祉法第11条第1項の規定による措置に要する費用（以下「措置費」という。）の支弁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務費)

第2条 本市の区域内に所在する施設の一般事務費（月額）は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日付け老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」（以下「措置指針」という。）に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長が、勤務する職員の給料又は諸手当その他の賃金の改善に要する経費が必要と認める施設別表1に掲げる額

(2) その他の施設 別表2に掲げる額

2 ただし、別表1に掲げる額の認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、施設所在地の都道府県知事に提出する「介護職員処遇改善支援補助金」に係る計画書及び添付書類、計画期間終了後においては、実績報告書及び添付書類を、市長に提出しなければならない。

3 本市の区域内に所在する施設の特別事務費（月額）は、次の第1号から第6号により算定した額の合算額とする。ただし、各会計年度の3月分の特別事務費（月額）の算定に当たっては、第7号により算定した額を加えるものとする。

(1) 障害者等加算

「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日付け老発第0124003号厚生労働省老健局長通知）」（以下「加算通知」という。）別記の1に基づき、本市が障害者等加算の対象として認定する施設における、障害者等加算の対象となる被措置者1人当たりの加算単価（月額）は、別表3のとおりとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**障害者等加算申請書（様式1）**に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 夜勤体制加算

加算通知の別記の2に基づき、本市が夜勤体制加算の対象として認定する施設における夜勤体制加算の加算単価（年額）は、別表4のとおりとし、特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該施設における入所定員（老人福祉法第15条第4項の規定により市長が認可した人員をいう。この要綱において、以下同じ。）に12を乗じて得た数で除することにより算定（10円未満四捨五入）するものとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**夜勤体制加算申請書（様式2）**に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(3) 施設機能強化推進費

加算通知の別記の4に基づき、本市が施設機能強化推進費の対象として認定する施設における施設機能強化推進費の加算単価（年額）は、別表5のとおりとし、特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該施設における入所定員に12を乗じて得た数で除することにより算定（10円未満四捨五入）するものとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**施設機能強化推進費加算申請書（様式3）**に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(4) 介護サービス利用者負担加算

施設における被措置者のうち、介護保険法に基づく介護サービスを利用した者に係る特別事務費（月額）の算定に当たっては、加算通知の別記9に基づき、当該被措置者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額に、当該措置を実施する市町村の長が定める支弁率を乗じて得た額を算定（10円未満四捨五入）するものとし、本市の被措置者に係る支弁率は、別表6のとおりとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**介護サービス利用者負担加算申請書（様式4）**に必要な書類を添えて、当該措置を実施する市町村の長に提出しなければならない。

(5) 介護保険料加算

施設における被措置者のうち、措置指針の別紙2の別表1に基づく費用徴収基準の1階層の適用を受ける者であって、介護保険法における第1号被保険者に該当する者に係る特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該被措置者が支払うべき介護保険料（月額）の額を算定するものとする。

（6）民間施設給与等改善費加算

加算通知の別記の5に基づき、本市が民間施設給与等改善費の対象として認定する施設における民間施設給与等改善費の加算率は、**別表7**のとおりとし、特別事務費（月額）の算定に当たっては、一般事務費（月額）と第1号から第3号まで及び第7号に掲げる特別事務費（月額）の合算額に加算率を乗じて得た額を算定（1円未満切り捨て）するものとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**民間施設給与等改善費算定調書（様式5）**に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（7）入所者処遇特別加算

加算通知の別記の3に基づき、本市が入所者処遇特別加算の対象として認定する施設における入所者処遇特別加算の加算単価（年額）は、**別表8**のとおりとし、各会計年度の3月分の特別事務費の算定に当たり、当該施設の3月1日現在の入所者数により除して得た額を算定（10円未満四捨五入）するものとする。当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに、**入所者処遇特別加算費申請書（様式6）**に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 本市の区域外に所在する施設の事務費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（生活費）

第3条 本市の区域内に所在する施設における一般生活費は、措置指針に基づき、**別表9**のとおりとする。

- 2 期末加算は、措置指針に基づき、**別表10**のとおりとし、各会計年度の12月1日現在における施設の被措置者について、12月分的生活費として算定するものとする。
- 3 病弱者加算は、1人当たり13,160円（月額）とし、施設における被措置者のうち、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき、栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、当該措置を実施する市町村の長が必要と認定する者について、当該市町村の長が必要と認定する期間において、生活費として算定するものとする。
- 4 被服費加算は、1人当たり1,000円とし、各会計年度の4月1日現在における施設の被措置者について、4月分的生活費として算定するものとする。
- 5 加算の特例

施設における被措置者のうち、70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、1人当たり22,500円（月額）の範囲内において、生活費として算定するものとする。

- 6 本市の区域外に所在する施設的生活費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（移送費）

第4条 本市の区域内に所在する施設にあっては、次の各号に掲げる移送に必要な最小限度の額を移送費として算定するものとする。

- （1）措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合
- （2）被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法に基づく医療扶助により受給する場合を除く。）
- 2 本市の区域外に所在する施設の移送費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（葬祭費）

第5条 本市の区域内に所在する施設における葬祭費の基準額は、一件当たり194,000円とする。

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費

用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において、当該超える額を基準額に加算するものとする。

- 4 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算するものとする。
- 5 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算するものとする。
- 6 遺留金品を充当する場合は、当該充当額を前各号により算定した額から控除するものとする。
- 7 本市の区域外に所在する施設の葬祭費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（各月の支弁基準額の認定方法等）

第6条 市長は、各会計年度当初に、本市の区域内に所在する施設ごとに事務費、生活費、移送費及び葬祭費の基準額を定め、当該施設及び当該施設に被措置者を措置した市町村の長に対し、通知するものとする。

- 2 事務費及び生活費の支弁月額、各月1日の被措置者ごとに算定するものとする。ただし、月の途中で措置を開始し、又は廃止した場合の当該月における生活費支弁額は、第3条により算定した生活費（期末加算と被服費加算を除く。）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た数を乗じることにより算定するものとする。
- 3 新たに事業を開始した施設にあっては、前号の規定に関わらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月までの事務費及び生活費の支弁月額の合算額は、第2条（介護サービス利用者負担加算及び介護保険料加算を除く。）及び第3条により算定した生活費（期末加算と被服費加算を除く。）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た額を乗じることにより算定するものとする。
- 4 移送費及び葬祭費は、支弁の対象となる事実の発生のつど、第4条及び第5条により算定するものとする。

（請求、支弁及び精算）

第7条 本市の被措置者が入所する施設の長は、本市の被措置者に係る事務費及び生活費について、各月に別に定める期日までに、**老人保護措置費請求書兼精算報告書（様式7）**に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査のうえ、各月に概算払の方法により支弁するものとする。
- 3 本市の被措置者が入所する施設の長は、本市の被措置者に係る事務費及び生活費について、各月に別に定める期日までに、老人保護措置費請求書兼精算報告書に必要な書類を添えて、市長に精算報告しなければならない。
- 4 本市の被措置者に係る移送費及び葬祭費の請求、支弁及び精算の方法については、別に定める。

（支弁の条件）

第8条 第2条第3項第6号の規定による民間施設給与等改善費による加算のうち、人件費加算分は職員の人件費に、管理費加算分は施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものとする。

- 2 第2条第1項の規定による一般事務費は、人件費及び管理費に区分し、その内訳は、**別表1又は別表2**のとおりとし、人件費は、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、管理費は、職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の管理運営に必要な人件費以外の諸経費をいうものとする。

（報告、検査及び指示）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、第7条の規定による請求があった施設又は支弁を受けた施設に対し、措置費の支弁に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

（取消し等）

第10条 市長は、第7条の規定による請求があった施設又は支弁を受けた施設が次の各号の一に該当するときは、措置費の支弁の決定を取り消し、若しくは支弁額を変更し、又は既に支弁した措置費の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により措置費の支弁を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 措置費の支弁の目的に反して措置費を使用したとき。
- (3) 措置費の交付の条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定による報告若しくは検査を拒み、又は指示に従わないとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(書類の整備)

第11条 本市の区域内に所在する施設は、措置費の使途を明らかにした書類及び事業に関する収入並びに支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しなければならない。

2 前項の規定による書類は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(動産等の使用)

第12条 本市の区域内に所在する施設が、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、一定期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、措置費の支弁の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に規定する一定期間とは、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を準用するものとする。

(財産の管理)

第13条 本市の区域内に所在する施設が、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第14条 本市の区域内に所在する施設が、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

(補則)

第15条 この要綱において別に定めるところとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前条の規定に関わらず、施設の所在する市町村の長が、措置指針の別紙1の7(5)による経過措置適用施設として認定する施設にあっては、平成18年9月30日までの間に限り、要綱第2条に規定する事務費の算定に当たっては、同条第2項第4号に規定する介護サービス利用者負担加算を除き、なお従前の例によるものとする。

3 老人保護措置費請求書兼精算報告書(様式9)は、当分の間、従前の様式による用紙を使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。
- (経過措置)
- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- (経過措置)
- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- (経過措置)
- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。
- (経過措置)
- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年２月１日から施行する。
- (経過措置)
- 2 様式類については、当面の間、従前の様式によることができる。

別表 1（第 2 条第 1 項第 1 号関係）

1 養護老人ホーム

入所定員	一般事務費（月額）						
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合		特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合				
			基本分		支援員分		
	人件費	管理費	人件費	管理費	一般入所者数	人件費	管理費
人 3 1－4 0	円 128,591	円 9,600	円 82,761	円 6,400	2 0 以下	円 45,933	円 6,900
4 1－5 0	123,374	9,000	77,543	5,800	2 1～3 0	30,588	4,600
5 1－6 0	103,528	7,600	65,370	4,900	3 1～4 0	34,373	4,000
6 1－7 0	101,789	7,500	62,608	4,700	4 1～5 0	39,283	3,700
7 1－8 0	99,538	7,100	59,539	4,300	5 1～6 0	30,485	3,000
8 1－9 0	88,490	6,400	52,889	3,900	6 1～7 0	32,634	2,900
					7 1～8 0	34,271	2,800
					8 1～9 0	30,485	2,500

（注）

- 1 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費（月額）は、基本分と支援員分の合算額とする。

2 盲養護老人ホーム

入所定員	一般事務費（月額）						
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合		特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合				
			基本分		支援員分		
	人件費	管理費	人件費	管理費	一般入所者数	人件費	管理費
人 4 1－5 0	円 168,795	円 12,300	円 95,548	円 7,000	2 0 以下	円 91,559	円 10,200
4 1－5 0	168,795	12,300	95,548	7,000	2 1～3 0	76,214	7,900
					3 1～4 0	68,541	6,400
					4 1～5 0	66,700	5,600

（注）

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 4 7 年 7 月 1 日厚生省令第 1 9 号）第 1 2 条第 2 項に該当する施設に適用する。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている盲養護老人ホームの一般事務費（月額）は、基本分と支援員分の合算額とする。

別表 2（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

1 養護老人ホーム

入所定員	一般事務費（月額）						
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合		特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合				
			基本分		支援員分		
	人件費	管理費	人件費	管理費	一般入所者数	人件費	管理費
人 31～40	円 125,700	円 9,600	円 80,900	円 6,400	20以下	円 44,900	円 6,900
41～50	120,600	9,000	75,800	5,800	21～30	29,900	4,600
51～60	101,200	7,600	63,900	4,900	31～40	33,600	4,000
61～70	99,500	7,500	61,200	4,700	41～50	38,400	3,700
71～80	97,300	7,100	58,200	4,300	51～60	29,800	3,000
81～90	86,500	6,400	51,700	3,900	61～70	31,900	2,900
					71～80	33,500	2,800
					81～90	29,800	2,500

（注）

- 1 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費（月額）は、基本分と支援員分の合算額とする。

2 盲養護老人ホーム

入所定員	一般事務費（月額）						
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合		特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合				
			基本分		支援員分		
	人件費	管理費	人件費	管理費	一般入所者数	人件費	管理費
人 41～50	円 165,000	円 12,300	円 93,400	円 7,000	20以下	円 89,500	円 10,200
41～50	165,000	12,300	93,400	7,000	21～30	74,500	7,900
					31～40	67,000	6,400
					41～50	65,200	5,600

（注）

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 47 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号）第 12 条第 2 項に該当する施設に適用する。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている盲養護老人ホームの一般事務費（月額）は、基本分と支援員分の合算額とする。

別表 3（第 2 条第 3 項第 1 号関係）

入所定員	障害者等加算単価（月額）
人	円
60 人以下	34,890
61－80	29,900
81－100	24,920

（備考）

- 1 加算対象施設
次による加算対象者が入所定員（要支援・要介護該当者を除く。）の 30%以上入所している施設として、市長が認定する施設
- 2 加算対象者
入所者のうち、要支援・要介護非該当者であって、かつ、アルコール依存症患者や知的障害者等継続的な援護を要する者として、市長が適当と認める者
- 3 認定時期
加算対象施設及び加算対象者の認定は、各会計年度の 4 月 1 日現在において行うこととする。ただし、平成 18 年度については別に定める。
- 4 その他
第 2 条第 3 項の規定による特別事務費（月額）の算定に当たっては、上表に掲げる加算単価を 1 人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定するものとする。

別表 4（第 2 条第 3 項第 2 号関係）

夜勤体制加算（年額）
5, 6 6 2, 0 0 0 円

（備考）

1 加算対象

次のいずれかに該当する施設であって、かつ、夜勤体制に移行している施設として、市長が認定する施設

（1）障害者等加算の加算対象施設

（2）要介護認定を受けた者が入所定員の 3 0 %以上入所する施設

2 認定時期

加算対象施設及び加算対象者の認定は、各会計年度の 4 月 1 日現在において行うこととする。ただし、平成 1 8 年度については別に定める。

別表 5（第 2 条第 3 項第 3 号関係）

		事業の種類		施設機能強化推進 費加算単価（年 額）
		事業内容・目的	実施方法（例）	
社会復帰等自立促進事業	施設入所者社会復帰促進事業	地域社会に復帰した施設経験者やアルコール依存症から立ち直った者等を招き、 <u>地域社会</u> で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の <u>地域社会</u> 復帰を促進する。	施設経験者等部外者を招聘し、講話、座談会を実施する。	円 300,000
	心身機能低下防止事業	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招聘し、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより、入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る。	部外者招聘による入所者との座談会、レクリエーション、一日親子等を実施する。	300,000
	処遇困難事例研究事業	在宅の寝たきり老人、認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の相談員、支援員等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。	①近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。②職員を市内又は市外の他施設で実地研修させる。	300,000
専門機能強化事業	介護機能強化事業	家庭において、寝たきり老人、認知症高齢者等を抱え、介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める。	パンフレット、スライド、ビデオ等により、介護方法等を助言・指導する。	150,000
	機能回復訓練機能強化事業	家庭において、寝たきり老人等の介護に当たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等についての相談に応じ、指導することを通じて、多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在宅障害者等を招き、入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	パンフレット、スライド、ビデオ等により、機能回復訓練、補装具・自助具の操作方法等を助言・指導する。	150,000
	技術訓練機能強化事業	在宅の老人、障害者等を対象として、技術習得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	パンフレット、スライド、ビデオ等により、技術習得のための作業訓練方法等を助言・指導する。また、入所者との共同作業に参加させる。	150,000
	高度処遇強化事業	入所者に対する処遇の質の高い取組を支援する。	①職員体制や施設の運営体制等において個別ケア実現のための特別の取組を行う。②ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施する。③事故防止に資する業務マニュアルの作成等、危機管理に関する取組を行う。	150,000
総合防災対策強化事業（入所施設）		施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実するなど、施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。	①現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げるなど、夜間巡視体制の強化を図る。②地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。③職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	450,000
総合防災対策強化事業（通所・利用施設）			①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	150,000

(備考)

- 1 個々の事業ごとの加算額は、上表に定めるそれぞれの単価を限度額とする。
- 2 1施設当たりの加算総額は、年額75万円以内（社会復帰等自立促進事業及び専門機能強化事業のみを行う場合は年額50万円以内）とする。ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は補助の対象としない。
- 3 別に国庫補助金が交付されている事業及び本市の単独補助事業等を実施している施設における同種の事業は対象から除外する。
- 4 支出対象経費
需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）、役務費（通信運搬料）、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金（総合防災対策強化事業に限る。）、委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

別表 6（第 2 条第 3 項第 4 号関係）

費用徴収階層	介護サービス利用者 負担加算支弁割合
1	% 1 0 0
2 ～ 2 2	9 9
2 3	9 5
2 4	9 1
2 5	8 6
2 6	8 1
2 7	7 6
2 8	7 1
2 9	6 6
3 0	6 5
3 1	6 4
3 2	6 3
3 3	6 2
3 4	5 7
3 5	5 4
3 6	5 1
3 7	4 8
3 8 ～ 3 9	4 5

（備考）

- 1 加算対象
施設の入所者であって、入所中に介護保険サービスを利用する者
- 2 認定方法
加算対象者の前月の介護保険サービスの利用実績に基づいて認定する。

別表 7（第 2 条第 3 項第 6 号関係）

施設の区分	職員 1 人当たりの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A 階級	1 4 年以上	1 6 %	1 4 %	2 %
B 階級	1 2 年以上 1 4 年未満	1 5 %	1 3 %	2 %
C 階級	1 0 年以上 1 2 年未満	1 3 %	1 1 %	2 %
D 階級	8 年以上 1 0 年未満	1 1 %	9 %	2 %
E 階級	6 年以上 8 年未満	9 %	7 %	2 %
F 階級	4 年以上 6 年未満	7 %	5 %	2 %
G 階級	2 年以上 4 年未満	5 %	3 %	2 %
H 階級	2 年未満	3 %	1 %	2 %

（備考）

1 基本分

当該施設の「職員 1 人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものとする。

- （1）算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とする。
ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上、月 2 0 日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定する。
- （2）個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第 2 条に定める施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。）、支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム）における勤続年数を合算する。
- （3）1 施設当たりの職員平均勤続年数は、上記（1）及び（2）により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数で除して得た年数とする。
- （4）上記（3）の 1 施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、各会計年度の 4 月 1 日現在において行うものとし、当該年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わない。
- （5）新たに開所される施設における当該施設の職員 1 人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行う。

2 管理費特別加算分

- （1）本加算分は、加算通知の別記の 5 に基づき、特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として 1 % を加算するものとする。
- （2）加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設で、各会計年度当初に加算対象施設を決定するものとする。
 - ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設
 - イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設
 - ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設
 - エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設
 - オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり、下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であつて、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設
 - カ 上記の外、市長が特に必要があると認めた施設

- （3）本加算は管理費加算分として取り扱うが、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）」（以下「弾力通知」という。）の 4 のアにいう施設経理区分から、本部経理区分への繰入れ限度額には含まれない。

3 管理費スプリンクラー設置加算分

- （1）スプリンクラー設備（「消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）」、「同法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）」に定める設備・設置基準及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について（昭和 62 年 10 月 27 日消防予第 189 号）」に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として 0.3 % を加算する。
- （2）本加算の認定は、原則として設置の翌月からとする。
- （3）本加算分は、弾力通知の 4 のアにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入れ限度額に含まれる。

別表 8（第 2 条第 3 項第 7 号関係）

年間総雇用時間数	1 施設当たり入所者処遇特別加算額（年額）
4 0 0 時間以上	4 3 5, 0 0 0 円
8 0 0 時間以上	7 2 6, 0 0 0 円
1, 2 0 0 時間以上	1, 0 1 6, 0 0 0 円

（備考）

1 「高齢者等」の範囲

「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者とする。

- （1）各会計年度の 4 月 1 日現在、又は年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において原則として満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者
- （2）身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- （3）知的障害者（知的障害者更正相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者）
- （4）母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

2 「高齢者等」が行う業務の範囲

高齢者等の身体的、精神的な状況等に適した業務であって、以下に例示するような入所者処遇上効果的な業務内容とする。

- （1）入所者との話し相手、相談相手
- （2）身の回りの世話
- （3）通院、買い物、散歩の付き添い
- （4）クラブ活動の指導
- （5）給食の後片け
- （6）喫食の介助
- （7）洗濯、清掃等の業務
- （8）その他高齢者等に適した業務

3 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員は、次に掲げる基準を満たしていなければならない。

- （1）「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累積年間総雇用時間が 4 0 0 時間以上見込まれること。
 なお、非常勤職員であっても、その勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定の対象となる職員は対象とならない。
 また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）で、その補助の対象となる職員は対象とならない。
- （2）職員配置基準上、一部非常勤となっている調理員等の非常勤職員は加算対象とならない。
- （3）雇用形態は、通年が望ましいが、短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所者処遇の向上が期待される場合には、加算対象とする。

4 加算の方法等

- （1）算定の時期は、各会計年度の 4 月から 1 1 月までの実績、1 2 月から 3 月までの雇用計画を元に 3 月 1 日現在の被措置者に加算する。
- （2）母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の確認は、福祉事務所等において行うものとする。
- （3）「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は、上表の年間総雇用時間数に算入しない。

別表 9（第 3 条第 1 項関係）

区分		甲地
養護老人ホーム		55,290円
地区別冬期加算 （11月から3月まで）	Ⅵ区	2,170円
入院した場合の入院患者日用品費	基準額	24,250円
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別加算額相当額

別表 10（第 3 条第 2 項関係）

地域	1人当たり金額
甲地	5,140円

(様式1)

年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地
法人名
施設名
法人代表者(職氏名)
責任者又は担当者氏名
連絡先

障害者等加算申請書

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱第2条第2項第1号の規定に基づき、障害者等加算の認定を申請します。

施設名			運営主体		
施設所在地					
算定年月日					
入所定員 (a)	人	要支援・要介護者数(b)	人	加算対象者数 (c)	人
加算対象率 (c)/(a)-(b)	%				
[障害者等加算対象者内訳]					
対象となる者の氏名	措置年月日		加算の対象と認められる状態の内容		

(注) 医師の診断書、障害者手帳等、その者の状態を示す資料がある場合は、その写しを添付してください。

(様式2)

年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地
法人名
施設名
法人代表者（職氏名）
責任者又は担当者氏名
連絡先

夜勤体制加算申請書

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱第2条第2項第2号の規定に基づき、夜勤体制加算の認定を申請します。

施設名					
運営主体					
施設所在地					
加算対象要件 (該当するものに○)	ア 障害者等加算を受けている。 イ 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所している。				
※上記イにより申請を行う場合のみ、次について記入してください。					
入所定員	人	加算対象者数	人	加算対象率	%
[夜勤体制加算対象者内訳]					
対象となる者の氏名	要介護度				

(注) 職員の勤務体制の分かる資料を添付してください。

(様式3)

年 月 日

(宛先) 京都市長

施設機能強化推進費加算（申請・報告）書

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱第2条第2項第3号の規定に基づき、施設機能強化推進費加算の（認定を申請・実績を報告）します。

1	施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称		所在地	
2	施 設 の 代 表 者 名				
3	責任者又は担当者氏名・連絡先	責任者又は担当者氏名		連絡先	
4	設 置 主 体 及 び 経 営 主 体				
5	入 所 者 の 定 員 及 び 現 員	定 員	人	現 員	人（ 年3月末日現在）
6	申 請 （ 支 出 済 ） 額	円			
7	事 業 内 容 等 ……事業実施（計画・実績）及び支出（予定・済）額は以下のとおり				

事業の種類	事業名	事業内容		支出（予定・済）額			
		実施時期	内 容	総事業費	科目	金 額	積 算 内 容
計	事業			円			

(様式4)

年 月 日

(宛先) 京都市長

施設名
施設長名
責任者又は担当者氏名
連絡先

介護サービス利用者負担加算申請書

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱第2条第2項第4号の規定に基づき、介護サービス利用者負担加算（ 年 月利用分）の認定を申請します。

施設名			運営主体		
施設所在地					
算定年月日					
入所定員	人		加算対象人員	人	
[介護サービス利用者負担加算対象者内訳]					
対象となる者の氏名	本人の費用 徴収階層	支弁割合(a)	介護サービス利用者 負担月額(b)	支弁額(c)=(a)×(b)	
		%	円	円	

(注)「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企第29号)」に定める介護サービス計画書第7票等、加算対象となる者の介護サービスの利用実績が把握できる書類の写しを添付してください。

(様式5)

年 月 日

(宛先) 京都市長

民間施設給与等改善費基本分算定調書
(1施設当たり職員平均勤続年数算定表)

施 設 名				施 設 所 在 地				備 考
施 設 の 区 分		A・B・C・D・E・F・G・H		認 定 年 月 日		年 月 日		
区分 氏名	現に勤続する施設の状況			その他の社会福 祉施設における 勤続年数(c)	1 施設当たり職 員総勤続年数 (d)=(b)+(c)	1 施設当たり職 員平均勤続年数 (e)=(d)／(a)		
	職員数(a)	職種	勤続年数(b)					
	人		年 月	年 月	年 月			
計						年		

(注)

- 1 施設の区分欄は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
- 2 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
- 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
なお、1月未満の日数については、これを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
- 4 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること。

(様式5－1)

年 月 日

(宛先) 京都市長

管理費スプリンクラー設置加算分申請書

1	施設 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称		所在地	
2	施 設 の 代 表 者 名				
3	責任者又は担当者氏名・連絡先	責任者又は担当者氏名		連絡先	
4	設 置 主 体 及 び 経 営 主 体				
5	入 所 者 の 定 員 及 び 現 員	定 員	人	現 員	人 (年 3 月 末 日 現 在)
6	スプリンクラー設置年月日	年 月 日			
7	民 改 費 基 本 分 の 区 分	A・B・C・D・E・F・G・H			
8	スプリンクラーの機種等				

- (注)
- 1 本申請は、スプリンクラーの設置後に行うものとする。
 - 2 「6」欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。
 - 3 「7」欄は、該当するものを○で囲むこと。

(様式6)

年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地
法人名
施設名
法人代表者(職氏名)
責任者又は担当者氏名
連絡先

入所者処遇特別加算費(申請・報告)書

京都市老人保護措置費の支弁に関する要綱第2条第2項第7号の規定に基づき、入所者処遇特別加算費の(認定を申請・実績を報告)します。

施設名				
設置主体				
経営主体				
所在地				
入所者数及び現員	定員		現員	
	人		人	
職員数	配置基準数	実人員	常勤	人
	人		非常勤	()人
特定就職困難者雇用開発助成金を受ける予定の有無 (該当するものに○)			有 ・ 無	

(注)

- 1 非常勤職員欄の()には、入所者処遇特別加算の対象職員数を再掲すること。
- 2 入所者数及び現員、職員数欄は、3月1日現在で記入すること。

(様式6－1)

入所者処遇特別加算費内訳書（入所者処遇特別加算職員）

氏 名	年齢	雇用契約期間	年間労働時間数	業 務 内 容	備 考
		～	時間		
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
計	—	—		—	—

(注)

- 1 身体障害者、知的障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記入すること。ただし、身体障害者、知的障害者の場合は障害の程度も合わせて記入すること。また、上記以外の者については、備考欄に生年月日を記入すること。
- 2 入所者処遇特別加算職員との雇用通知書等を添付すること。
- 3 業務内容については、詳細に記入すること。
- 4 入所者処遇特別加算の効果、必要性等を別に添付すること。

(様式6－2)

入所者処遇特別加算費内訳書（入所者処遇特別加算月別雇用時間内訳表）

氏 名				計
4 月	時間	時間	時間	時間
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
1 0 月				
1 1 月				
実績時間計				
1 2 月				
1 月				
2 月				
3 月				
雇用計画時間 計				
合 計				

(注)

- 1 4月から11月については、各月の実際の雇用時間の累計を記入すること。
- 2 12月から3月については、実績等を考慮した雇用予定時間を記入すること。

(様式 7)

老人保護措置費請求書兼精算報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日 施設名 施設長名 責任者又は担当者氏名 連絡先
--------------	---

年 月分 概算額	年 月分			返戻 (支払) 額
	概算額	精算額	差引過 (不足) 額	
円	円	円	円	円

(内訳)

		年 月分			年 月分 精算額
		人員	基準月額	概算額	
老人保護措置費	事務費				
	一般生活費 (冬期加算を含む)				
	入院日用品費 (冬期加算を含む)				
	病弱者加算				
	加算の特例				
	被服費加算				
	期末手当				
	計				